

陳 述 書

平成27年11月4日

住所

氏名

海江田 石里 

1 尋問事項書1「被告の経歴、経済評論家、政治家としての被告の社会的信頼の変化及びそれらについての被告の認識」について

私の経歴は、訴状の請求の原因第1の2（訴状4頁）に記載されている内容で間違いありません。

経済評論家、政治家としての私の社会的信頼の変化については、当事者である私には正確なところは分かりませんが、衆議院議員として6回当選させていただいておりますので、多くの方々から政治家としての信頼をいただいているものと感謝しております。

2 尋問事項書2「被告が安愚楽牧場について初めて知った時期及びその経緯」、同3「被告が安愚楽牧場の和牛預託オーナー制度への投資を始めた時期、出資金額、配当金額」、同4「安愚楽牧場のビジネスモデルのリスクについての被告の認識」、同5「被告が安愚楽牧場のビジネスモデルについて行った調査、取材の具体的な内容」について

私が安愚楽牧場について初めて知ったのは、昭和63年頃であったと思います。当時、私の事務所には何人かのフリーのジャーナリストが出入りして、各種情報を持ち寄っており、その中で安愚楽牧場の話が出ました。その場で、折込の広告を見た記憶があります。これは、面白そうだということになり、私が調べてみることになりました。

広告には安愚楽牧場の連絡先が書いてありましたが私の記憶では東京都内ではなく、栃木県那須の牧場と思われる住所や電話番号が書いてありました。遠方であることから、直接牧場を訪問することはせずに、電話で連絡を取りました。電話での取材で黒毛和牛の預託のシステムについて質問をしましたが、その中で何分にも家畜ですから万一肥育途中で病死したなどの場合にどうなるのかと質問した覚えがあります。それに対し、安愚楽牧場の担当者からは、牛一頭一頭に保険をかけていて、万一の場合でも保険金が下りるので心配はないとの説明を受けました。

担当者からの説明の中で、「牛一頭一頭の耳にナンバリングをした認識票

を付けて、自分が投資した牛がどれが分かるようになっていく。」「オーナー制度の目的は、都会の人に那須の牧場に来ていただくことにもあり、都市と農村の交流の場を設けることも大切にしたい。」という話もあり、私もその考えに共感したことを覚えています。

また、当時は牛肉の輸入の動きもありましたので、和牛の今後の市場の変化について、食肉事業を長年やっている業者に問い合わせをしましたが、国内の畜産業者の輸入牛肉に対する抵抗が強く、早急には自由化のピッチは上がらないだろうとの話でした。事実、最初の頃は、輸入牛肉を一般の精肉店で販売することができずに、有名ホテルのレストランで「10ドルステーキ」として輸入牛肉を提供したり、日にちを限って大手のスーパーでチルド（冷凍）牛肉を販売している状況でした。食肉業者との話の中で印象に残っているのは、「黒毛和牛と輸入牛肉は味もまるで違うし、別種のものだと思って良い。輸入牛肉が多少入ってきても、黒毛和牛の値段には関係しない。」という話でした。さらに、安愚楽牧場がどの程度信頼のおける牧場であるか調べるために栃木県の友人に電話をしたところ、「長い歴史のある牧場で多くの牛の肥育を行っている実績がある。」との返事をもらいました。

当時は、もちろんビジネスモデルなどという言葉も一般的ではありませんでしたが、リスクとしては、牛が病死した場合や牧場が倒産した場合などが考えられましたが、それらのリスクについては上記の調査の中で十分にクリアできたと思いました。

私が安愚楽牧場のオーナーとなったのは、昭和63年8月頃です。調査を終え、自分でも投資をしても大丈夫と考えましたので、自分のお金を投資して実体験しようとしたわけです。出資金は100万円であり、預託の期間は4年で、2年毎に20万円の配当金が私の銀行口座に振り込まれました。

私は、上記の配当金と出資した100万円を満期に満期返戻金として払い戻しを受けた以外に安愚楽牧場から、名目を問わず、謝礼や報酬を受け取ったことはありません。

3 尋問事項書6乃至9、及び、11乃至13の雑誌や単行本の執筆に関する事情について

当時の私の執筆活動は、まず連載している雑誌（女性セブン、ビッグマンなど）への執筆を行い、その後、雑誌の記事がある程度まとまったところで、それを単行本にまとめて出版するという流れでした。

雑誌への執筆がどのように行われるかについては、一般の方はあまりご存知ないかと思われますので、以下で少し詳しく説明しますと、まず、編集者と粗々の打合せをします。大抵は電話での連絡です。こういうテーマで行こうと決まると、今度はデータマンと呼ばれる人が私のもとを訪れ、聞き取りを行い、それをデータ原稿にします。そのデータ原稿が集まったところで、編集部の人とデザイナーと呼ばれる人が週刊誌のページの割り付けをします。その中で、見出しを付けて、データ原稿に基づいて雑誌原稿を書

くのはアンカーマンと呼ばれる人になります。このように当時の多くの雑誌では、私はデータマンに題材と内容を口頭で説明するだけで、原稿を実際に執筆することはない、印刷・発行までの日数も足りないことから、印刷前にゲラをチェックすることもほとんどできませんでした。ただし、「サンデー毎日」は、新聞社系の週刊誌ということもあり、割り付けは単純で、何字×何行で書いて下さいとの依頼があるだけでしたので、私が直接執筆していました。

原告からは、「サンデー毎日」で初めてリスクに触れた理由を質問されていますが、私は他の週刊誌でも同じ内容の話をしていました。それが前述したような週刊誌の紙面作りの過程で活字にならなかったわけです。「サンデー毎日」の場合は、私が直接原稿を書いたから、常日頃から考えていたことがそのまま活字となったというわけです。

私が各雑誌に安愚楽牧場を紹介したのは、安愚楽牧場が投資先として興味深いだけでなく、「都市と農村の交流の場を作りたい」という安愚楽牧場の考えに私も共感を覚えていたからです。安愚楽牧場については、一番最初に調査と取材を行いましたので、各記事の掲載前に改めて取材を行ったりはしませんでした。安愚楽牧場に関する調査と取材を行ってからそれほど日も経っていませんでしたし、社会経済の情勢も大きく変化してはいなかったからです。

社会事情が大きく変化したのは、私が安愚楽牧場のオーナー制度の話を週刊誌などに最初に書いてから10年近く経過した1997年に北海道拓殖銀行や山一証券が破たんしてからです。また金融機関が破たんして預金者が保護されなくなったのは2002年4月からです。こうした事情の変化に、私は著書などで「これまでの常識は通用しなくなった」、「投資のリスクにも注意を払うべきだ」、「大事なお金は分散投資をすべきだ」などと幾度となく主張してきました。

こうした私の主張が原告の皆さまの耳に届かなかったことは残念なことです。

週刊誌の記事の中に安愚楽牧場の電話番号を記載した理由については、最初は、電話番号くらいは読者が自分で調べればいい、との思いで記事中には掲載しませんでした。記事を読んで興味を持った人が週刊誌の編集部にお問い合わせをしてくるとのことで、編集部の人忙しく、そのような電話にいちいち対応できないので、電話番号を書いた方が手間が省けるとの判断で記載するようになったものです。単行本に関しても、上記のとおり、雑誌記事がある程度まとまった時点で単行本にまとめていたので、同様の理由で電話番号が掲載されたものと思います。

当時の各雑誌の発行部数がどの程度ではあったのかは、今となっては分かりません。私の記憶では週刊誌等の原稿料は、一回につき2～3万円程度であったと思います。

単行本の発行部数なども今となっては正確には分かりませんが、それぞれ

1000～2000部であったと思います。特にその年のベストセラーになったわけではありませんから、さほど売れなかったことが分かります。印税収入は1冊の単価の8～10%程度だったと思います。また、単行本の改訂作業は行っていません。単行本の中には版を重ねたような記述もありますが、これは編集部の人から聞いた話ですが、1回の刷りの部数をできるだけ少なくして、版を重ねたと書くことで、本を購入する人にその本が売れているように思わせる出版界のひとつのテクニックだと聞いたことがあります。

4 尋問事項書10「安愚楽牧場だより特別記念号」（甲8）について

三ヶ尻社長の就任パーティーについては、オーナーの一人として出席しました。このパーティーのメインイベントが福引抽選会で、私は2等のステーキ用牛肉が当たりましたので、1等の抽選くじを引く役を指名されただけです。当然ながら、事前の打ち合わせなども全くありません。私以外の他のゲストは胸章を付けていますが、私は付けていませんので、このことから私がオーナーの一人として出席したに過ぎないことが分かります。

福引きで2等が当たったことから、壇上で話すこととなりましたが、長い話をした記憶はありません。「三ヶ尻社長の前途をお祝いします」程度のスピーチであったと思います。

勿論、このときのことで特別の謝礼や車代をいただいたこともありません。

5 尋問事項書14「過去において安愚楽牧場について被告が話したことがあるテレビ番組の名前、時期、企画名」について

私は、テレビ番組で安愚楽牧場について話した記憶はありません。

6 尋問事項書15乃至17の和牛預託商法問題、狂牛病問題等の発生した当時の影響に関する把握、対処について

安愚楽牧場は、私が雑誌等で紹介したいくつもの金融商品、投資先のうちの1つであり、私と安愚楽牧場とが特別な関係にあったわけでもありませんでしたので、和牛預託商法問題、狂牛病問題等の問題を安愚楽牧場の経営状態又は倒産のリスクとつなげて考えたことはありませんでした。

7 尋問事項書18「被告の書籍や記事、発言を信頼して安愚楽牧場の和牛預託オーナー制度に投資した一般消費者の存在についての被告の認識の有無、程度」について

安愚楽牧場が経営破綻したために被害を受けた皆様のことは、大変お気の毒に思っております。もっとも、安愚楽牧場を紹介する私の記事が掲載されたのは20年以上も前のこととなり、その後、投資を巡る環境が大きく変化したことは多くの方々の知るところです。よって、本件の原告の方々が私に対する信頼のみに基づいて大切なお金を継続的に投資し、また、投資額を増額されたというご主張については、違和感を禁じ得ません。

8 尋問事項書19「国務大臣、野党第一党党首を務めた政治家として、安愚楽牧場問題について被告が果たすべき社会的責任についての被告の認識」について

繰り返しとなりますが、安愚楽牧場の件で被害を受けた皆様のごことは、大変お気の毒に思っております。ただ、本件の訴訟で原告が問題としているのは私の法的な責任ですので、私の社会的責任についての認識をお答えする必要はないと考えます。